平成28年2月19日

公益財団法人
全国里親会

# 里親だより

第107号

## 掲載内容

巻頭エッセイ 子どもは自分を語る言葉を持っている
鶴丸 富子さん ＊p.1
児童福祉法を抜本改正、社会的養護のあり方・行方はどうなるのか（報告書案たたき台から） ＊p.2～
里親制度の運用　ここがフシギ① ＊p.5
私の養育体験　石川 浩子さん ＊p.6～
里親が求める「本当の支援」とは？㊥ ＊p.8～
ホットトピックス ＊p.12
子どもの心がもっとわかるようになる
ブックガイド ＊p.14～
おすすめの本「だいじょうぶ　だいじょうぶ」＊p.16
「あなたを抱きしめる日まで」

巻頭エッセイ

## 子どもは自分を語る言葉を持っている

鶴丸 富子

子どもたちは時折「おばちゃん、あのな」と、自分のことを語り出します。『里親として大人として、どれ程敬意を払って耳を傾けてきたのか？』という自戒を込めて、この表題に決めました。

ダウン症のナナ(仮名)と出会い「この良き里親ライフがずっと続いてくれたらいいな」と思っていたのですが、平成22年に専門里親登録をした途端に、生活が一変しました。ナナに加えて、高校生の里子の養育を依頼されるようになったからです。

思春期の女の子は、よくおしゃべりしてくれます。ある子どもは毎日つんつんして、一か月も口をきかないなど、高校の3年間、何かにつけて拒否的な日常を過ごしていましたが、メールではたくさんのことを語ってくれました。

その長文のメールは文句ばかりで、攻撃的で、大人全般への怒りをめったやたらにぶつけてくるし、泣き落としあり、恫喝あり、取り引きあり……。

同じ家の中にいながら私もメールでお返事します。またメールが来て、また返して……私のメールのスピードが遅いと二階からダダッと降りてきて、「お前」呼ばわりで、「頭が悪い、低レベル、偽善者、糞、人の気持ちをわかろうとしない」など、思いつく限りの悪口雑言を1時間くらいもわめき続けることもありました。

それでも、悪口雑言を取り除いた残りの部分に耳と心を傾けてみると、彼女の本音や、受け入れられない悔しさや、寄る辺のない哀しさがストレートに伝わってきます。

続けて措置された3人の高校生は、怒りや不満をぶつけるわけではなく、淡々と、保護された時や問題が起きた時の警察や一時保護所での様子を語ってくれました。どの子も納得なんかしていません。

みんなに共通しているのが、「私の言うことなんか聞いてくれなかった」「勝手に決められて、いつの間にかここ(里親宅)に来ることになってしまった」というもので、あきらめと投げやりな気持ちが伝わってきます。「納得して里親のところに来ているわけではないんだ」と考えると、一緒に生活していても一向に埋まらない距離感の理由がわかります。

里親も無力ですから「おばちゃんも、なにもしてあげられないね」と言って傾聴することしかできません。

納得できない思いや怒りを抱えたまま大人の仲間入りをしていくのが、いつの時代も変わらぬ思春期のあり様であるとすれば、どの子もごく普通の子どもたちです。

「力のある大人になってね」と祈りながら、送り出しています。

日本財団 THE NIPPON FOUNDATION
助成事業

# 児童福祉法を抜本改正、社会的養護のあり方・行方はどうなるのか
## （報告書案たたき台から）

児童福祉法を抜本改正するべく、昨年9月、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設置されました。当初の予定では12月に報告書を取りまとめ、今国会に法案を提出する予定でしたが、2月上旬になっても最終的な取りまとめの動きがなく、法改正が危ぶまれる状態です。どのような方向で報告書が取りまとめられつつあるのか、ここでは昨年11月27日の専門委員会に示された「報告書案（たたき台）」から、社会的養護をどのように変えようとしているのか、ご紹介します。（木ノ内博道）

### 児童福祉法改正の方向

日本は国連の「子どもの権利に関する条約」を批准しており、改正にあたっては、子どもを権利の主体とする、としています。そして誤解されないように、子どもの権利とは子どもの権利条約に書かれた権利であることを明記する、としています。今回の法改正に向けた重要なポイントといえます。

また、代替養護を提供するにあたっては、家庭における養護が優先的に検討されなければならない、としています。すでに「里親委託に関するガイドライン」では“里親委託優先の原則”が述べられていますが、今回、児童福祉法にきちんと明記しようというわけです。

国連の「子どもの権利に関する条約」及び「子どもの代替的養護に関する指針」では、家庭を奪われた子どもについては家庭に戻ることができるよう努力し、それが難しい場合はパーマネンシー（永続的家庭保障）の観点から養子縁組を推奨しています。代替養護としては里親など家庭養護とし、必要がある場合にのみ施設養護とするよう明記しています。その方針を国内法として整備することが今回の改正の大きなポイントです。特別養子縁組についてもパーマネンシーの考え方を取り入れて、踏み込んだ書き方をしています。

また、児童福祉法による支援の対象年齢については「20歳未満」とし、措置延長の年限を「22歳未満」としています。社会的養護におかれた子どもたちが確実に自立できるように配慮しているのもこの報告書案の特徴です。

子ども虐待への対応としては在宅支援を適切に行うため、在宅措置、通所措置など分離措置を伴わない道を開く必要がある、としています。

### 社会的養護の方向

家庭外に措置される子どもは、保護者の同意の有無に関わらず優先されるべき目標は、永続的な家庭の保障であるとして養親家庭（養子縁組）を、また代替養育については家庭養育で行われるべきであり、それが難しいときにのみ小規模な施設ケアが提供されるべきである、としています。

そして、現在の里親制度の質と量を拡充する必要があるが、そのために次の課題解決が必要だとしています。

- ▶里親委託に保護者が同意しない理由の一つに、里親の呼称に「親」の文字が入っており、それが混乱を与えていると言う指摘がある。一定期間の代替養育であることを誤解なく伝えるためには里親の名称を「養育家庭」「養護家庭」などに変更すべきである。
- ▶家庭養育を優先するためには子どものニードに沿った里親類型が必要になる。とくに一時保護専門の里親、新生児・乳児専門の里親の必要性が高くなる。これらの里親類型には、研修の充実、相応の手当てや委託費の増額が必要である。

### 「家庭養育事業（仮称）」のイメージ

里親委託を拡大していくためには、児童相談所から独立した民間機関の役割が重要である、と報告書案では指摘しています。しかし従来のような断片的な支援ではなく、里親候補者の開拓から研修、評価、委託前交流、委託後支援、子どものケア、実親交流までを含めた包括的な民間事業をイメージしています。そのために「家庭養育事業（仮称）」を法定事業として新たに創設することで、家庭養育が、里親と支援者がチームとなって行えるような仕組みが必

要である、としています。「支援」という曖昧な言い回しを避けているのも特徴といえます。

## 就学前の子どもの代替養育の原則

児童福祉法改正にあたって、社会的養護については施設養護から家庭養護にシフトさせることが重要ポイントといえますが、とくに乳幼児、就学前の子どもの代替養育は、愛着形成や発達保障の観点から、一時保護期間も含めて原則として家庭養育とする。施設養育を選択する時は、養育先への委託が緊急を有している場合、きょうだいの分離を防止する場合、家庭養育では困難な情緒行動や発達上の課題を有する場合、子どもにとって適切な家庭養育先がない場合など“限定的な場合とする”としています。

国連の「子どもの代替養護に関するガイドライン」にも、3歳までの子どもにはとくに家庭養護が望ましいとあり、こうした配慮によって国際水準を達成することになります。

## 特別養子縁組の見直し

特別養子縁組については、「従来、予期しない妊娠・出産に伴った新生児や乳児のための制度と認識されてきたが、虐待を含めた、幅広い年齢の子どもに永続的な家庭を保障するという認識が徐々に広がり、積極的に特別養子縁組に関与する自治体も増えてきた。子どもの永続的な家庭の保障という観点から、社会的養護の元に措置された子どもにとって特別養子縁組制度は極めて重要な意味をもつ。それにもかかわらず現行の特別養子縁組制度はそのような観点に基づいた制度設計になっておらず、社会的養護を要する子どもの福祉を十分に図ることができない現状にある。とくに特別養子縁組をあっせんする手続きや縁組成立後の養親子家庭に対する支援の仕組みが明確に法定されていない。こうしたことから可及的速やかに検討を開始すべきである」として以下の課題を指摘、提案しています。

- ▶特別養子縁組の推進を、児童相談所が取り組む重要な業務と位置づける。そして、原則満6歳未満とされている現行の年齢制限を、児童福祉法が対象とするすべての子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直す。
- ▶現行の手続きでは、特別養子縁組を成立させる審判の申し立ては養親のみしかできず、父母の同意がない場合、後日父母からの不当な攻撃や要求のおそれを否定できないために、養親の心理的負担は大きい。こうしたことから、実家庭で養育させることが難しい子どもが特別養子縁組の手続きに移行できず社会的養護にとどまることが少なくない。そこで、現行の手続きを、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続き（実親との法的親子関係を解消させる手続き）と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続き（養親との法的親子関係を生じさせる手続き）に分け、前者については児童相談所長に申立て権を付与する。
- ▶民法第817条の7は、特別養子縁組の成立要件を「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」としているが、要件が厳しすぎるなどの理由から現実的には機能していない。これでは、子どもの永続的な家庭の保障という観点からは程遠い。これを緩和し、子どもの永続的家庭保障を重視した内容に見直す。
- ▶自らの出自を知ることは、人が成長していくうえで重要な過程であり、権利性も認められる（子どもの権利条約第7条第1項）。特別養子縁組が成立した後も、できる限り自らの出自を知る権利を保障することは子どもの福祉を図る上で極めて重要である。そこで、特別養子となった子どもが、将来、養子縁組に至った事情などを知ることができるようにするため、記録を保管する機関、保管する期間、子どもがその情報にアクセスする仕組みを明確にする。
- ▶現在、特別養子縁組が成立した後は、養親子家庭に対する特別な支援は準備されておらず、実親子関係と同様の支援しか想定されていない。しかし、養親子家庭においては、真実告知など実親子関係とは異なる問題が多数存在し、実親子家庭と同様の支援だけでは子どもの福祉を十分に図ることはできない。養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援は非常に重要であり、児童福祉法において、都道府県、市区町村、民間あっせん団体などでそれぞれに支援を行うための仕組みを作る。
- ▶養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する許認可のあり方や体制、事業内容について、具体的な検討を出来るだけ速やかに行う。

## 施設ケアの充実強化

「子どもの代替養育が、家庭養育が優先的に検討されるにしても、対応困難な情緒行動上の問題や発

達上の問題を有する場合など、特別なニードをもつ子どもに対する施設における治療的ケアの提供が欠かせない。施設の治療的ケアの充実強化が不十分なまま家庭養育を推進することは、ケアが困難な子どもが家庭養育に措置される事態を招き、措置不調が頻発することになりかねない」などとして施設ケアの治療的養育環境が以下のようになされる必要があるとしています。

- ▶施設において、子どもが抱えるそれぞれのニードの個別性に応じたケアの提供の推進、そのための施設の小規模化の促進と、小規模化が適切に運営できるように、予算配分上のインセンティヴを強化するとともに、職員の配置基準の充実を図るべきである。
- ▶ケア職員の確保と専門性の向上、あわせて給与・労働条件の向上を図るべきである。

## 社会的養護の対象となった子どもに対する自立支援のあり方

「現行では18歳に達した時点で終了することになるが、これは支援の必要性の観点ではなく、一定の年齢に達したことで支援が終結しており、子どもの自立を支援するという公的責任の遂行という観点から問題である。児童福祉法の児童の年齢を超えた場合においても、法的枠組みに基づいた支援が必要不可欠である」としています。

また、「措置期間中においても、自立支援計画を作成してその計画が着実に実行されるシステムづくりを進め、策定の実行、評価と見直し、終結の過程における機関連携と共同関与を強化する。このために基礎自治体・児童相談所に自立支援担当部署・ワーカーを配置する」などとしています。

社会的養護の対象となった子どもの自立については報告書案でも丁寧に書かれており、専門委員会の大きな関心事であることがうかがえます。

## 今後の進行

報告書案にはロードマップが示されており、早急にやらなければならないこと、検討したうえで実行に移すものが整理されています。

冒頭にも書きましたが、2月上旬の段階では最終的な報告書の策定まで進んでおらず、今国会に法案が上程されるかどうかは不明です。

なお、この「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）」の全文は厚生労働省のホームページで見ることができます。

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000105473.pdf

## 新聞報道に対する説明とお詫び

日頃は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、1月11日の毎日新聞に「全国里親会ずさん決算、12年度以降　内閣府修正指導」の記事が掲載され、大変驚かれたことと思います。ご心配をおかけして申し訳ありません。

記事の内容は、＜公益財団法人全国里親会が2012年度から決算書を適正に作成していないとして内閣府が修正を求めている。ずさんな経理処理が行われていた形で、専門家は「公益法人として不適切」と指摘する＞というものです。

全国里親会が公益財団法人として認定を受けたのは2011年12月12日です。内閣府からは、決算書そのものについて修正が求められているものではなく、公益事業に関する実施状況や支出科目等についての修正や追加資料の提出を求められているものです。あたかも「ずさんな経理処理」がなされているという報道は、事実とは全く異なります。現在、内閣府の指導のもとに適正な事務処理を進めているところです。

全国里親会としては、決算書の閲覧ができるようホームページに掲載し公表しておりますが、旧様式を使用しているため、現在の「公益法人会計基準」に則った様式に改め、今後、このような誤解を受けることのないよう内閣府の指導に従ってまいります。

公益性の高い団体として、こうした疑いを持たれないよう、これまで以上の配慮を持って会の運営にあたってまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

なお、この件につきましては、ホームページにも掲載し、会員の皆様にもご理解をいただくこととといたします。

平成28年1月14日

公益財団法人　全国里親会
会　長　星野　崇

# 里親制度の運用 ここがフシギ①

**里親制度は国が定めて、都道府県（市）が運用をしています。そのため、都道府県（市）で異なった運用をしているものが多くみられます。インターネットが活発に利用される時代になって、都道府県（市）を超えた情報交換をしていると、その違いの多さ、大きさに驚くことがあります。社会的養護下に置かれた子どもたちが、たまたまその地域に住んでいるというだけで不利な状態になっているとしたら、とても理不尽なことといわなければなりません。そこで、「私の地域ではどうしてこんなルールになっているの?」という情報を紹介していきたいと思います。（木ノ内博道）**

**Q 私の地域では里親１家庭に１人の子どもの委託が原則になっています。私は、いま委託されている子どものためにも複数人の子どもの養育を希望しているのですが、児童相談所から新規の委託を断られ続けています。**

A 里親１家庭に１人の子どもの委託を原則にしている地域は幾つかあるようです。「委託できる子どもが限られているので」「未委託里親が多いので公平にしたい」「まだ一巡していないので」などの理由ですが、その地域が他の地域に比べて未委託里親が少ないわけでもありません。

張り切って里親登録をし、一人でも多くの子どもを養育したいと考えている里親にとっては、とても残念な話だと思います。

国連の方針でも、とくにきょうだいの委託などはできるだけ一緒に委託することが望ましいとされています。

**Q 大学に進学する子どもが措置延長になりました。20歳までの措置延長はとてもありがたいのですが、進学支度金は出ないといわれました。**

A 進学に際しての措置延長は国も推奨しており、平成23年12月に「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」という通知が出ています。こうしたこともあって、近年、多くの地域で20歳までの措置延長が行われるようになってきています。大学などや専門学校などに進学する場合の措置延長の実施状況については『里親だより』（104号　平成27年5月20日発行）に掲載していますが、ご指摘のように、20歳までの措置延長はするが、その代わりに進学支度金は出ないとする地域が多いようです。措置延長が切れる20歳の誕生日段階で進学支度金を出す地域もあります。

支度金以外では、里親宅から通学しないと措置延長しないとする地域もあります。学びたい分野によっては里親宅からでは通えない場合もあるでしょう。措置延長をしてもらうために進路を変えることのないような制度運用をしてほしいものです。

20歳までの措置延長問題で、当事者たちからは、誕生日前日までではなくて20歳を迎えた年度末まで措置延長してもらいたいという声が上がっています。

**Q 住民票の閲覧制限を措置解除後も続けたいのですが、市役所から、虐待された被害届を警察に行ってもらってきてほしいといわれました。思い出すのも嫌なのに、こうしたことを毎年やらなければならない仕組みをなんとかしてほしい。（社会的養護を経験した若者から）**

A 虐待を受けた子どもが里親家庭に委託された場合には住民票に閲覧制限をかけることができます。理由は、住んでいる所を実親に知られないようにするためです。しかし、措置解除になるとその閲覧制限も解除されます。それを望まない場合は、警察に行って虐待の事実を話し、被害届を書いてもらい、それを提出することによって継続が可能で、その期間は自治体によって違うようです。

社会的養護を経験した若者たちにはさまざまなハンデキャップがありますが、会社を休んで警察に行き、またその被害届を市役所に提出するのは手のかかることに違いありません。また手間の問題だけではなくて、被害届を書いてもらうために、被害状況を説明するのも当事者にとっては大変な心労となるでしょう。

「里親制度の運用　ここがフシギ」では、地域によって運用が異なり不利益を受けている里親家庭の現状をお知らせしていきたいと思います。全国里親会『里親だより』編集係まで手紙、メールでお知らせください。紙面の都合上、すべて紹介できるとは限りません。

私の
# 養育体験

石川 浩子（ひろこ）さん
（ファミリーホーム「はなの家」／栃木県宇都宮（うつのみや）市）

▲（左から）石川浩子さん、Tさん、塩尻真由美さん

## 同じ時代を共に生きよう

### 施設職員から養育里親へ

ファミリーホーム「はなの家」は、2014（平成26）年1月1日にスタートしました。ホーム名の「はな」は、植物の「花」と「はなっから（初めから）」の両方を意味しています。

運営母体は、認定NPO法人「青少年の自立を支える会」です。この法人は、1997（平成9）年に自立援助ホーム「星の家」を設立し、2010（平成22）年に社会的養護の当事者サロン「だいじ家」を始めました。「だいじ家」は「だいじけ」と読み、栃木弁で「大丈夫ですか？」という意味です。昨年には、子どもの居場所「月の家」を立ち上げました。

私はもともと児童養護施設の職員で、法人の現理事長である星俊彦さんは元同僚です。休職中だったとき、施設の子どもたちに家庭生活を体験させる「ふれあい里親」になりたくて、里親登録しました。

すると児童相談所から電話があり、高校進学を控えた男の子の受託を打診されたのです。彼の名前はT。私が働いていた児童養護施設にいた子どもで、児童自立支援施設へ行った後、ある里親さんに委託されたものの、1年でうまくいかなくなってしまいました。7日後、Tが合格した高校の入学説明会で会い、連れて帰りました。目の前に困っている子どもがいるのに、知らんぷりはできません。当時、わが家には居候がいたため、部屋が足りず、私はしばらくリビングで寝ていました。

Tと暮らし始めた年の夏、私は別な児童養護施設で、非常勤職員として勤め始めました。遅番のときは彼の夕食を作って出勤し、早番のときは朝4時半に起きて朝食と弁当を作り、出勤後の6時半に電話をして起こします。ところが、ときどき担任から「Tくんが学校に来ていません」と電話がかかってくるんです。仕方なく、仕事のない日は車で送迎しました。周囲からは「甘やかしている」と言われましたが、登校さえすれば学校にいるのですから。

Tは入学当初から先生に反抗的で、苦情の電話がしょっちゅうかかってきました。退学になりかけたときはすぐに学校に出向き、「私も頑張りますから、退学にしないでください」とお願いしました。先生は「許さん！」と怒っていましたが、「ここで見放してしまったら、あとでもっと大変なことになります」と説得し、Tには「謝れ！」と言って無理やり頭を下げさせました。Tは唇を噛みしめていましたね。そんなことが2回くらいありました。

私は「高校に入った以上、卒業させるのは当たり前」と思っていたので、弁当に「ちゃんと勉強しろ」と書いたり、「先生に逆らってはいけません」というメモを入れたりしました。Tのほうは「なんとかなる」と気ままに生きていましたが、高2の3学期に先生から「おまえは就職できない」と言われたことでやる気を出し、クラスで2番目に就職を決めて無事卒業しました。

Tを育てながら、途中、何度も「やってられない」と思ったし、裏切られたような気持ちにもなりました。「私じゃダメなのかな？」と悩んだこともあります。ですから、昨年、Tを成人式に送り出したときは感無量で、「見届けた」という思いで胸がいっぱいになりました。

21歳になったTは、「はなの家」がある建物の1階に部屋を借りていて、食事をはじめ、多くの時間を「はなの家」で過ごしています。

### 一緒にすごす時間が大事

Tが高校3年になるとき、彼の3歳下の弟Kが委託されました。それを機に、私は施設の非常勤職員をやめ、「だいじ家」のスタッフになりました。代表の塩尻真由美は、私が長年働いた施設にいた子で、卒園した後、一緒に暮らしたこともあります。真由

美は６年前に結婚し、「だいじ家」の活動をしながら、「はなの家」を手伝ってくれています。

法人からファミリーホームになる話が出たのは、Ｋが来た翌年です。法人は物件探しやリフォーム、寄付集めなど、いろいろな面で支援してくれました。ＴとＫに「これまでとは 180 度違う生活になる」と話すと、「とにかく施設っぽくしないで」と言われました。その言葉を心にとめて、施設的にならないように努力しています。

「はなの家」では、主に中高生の男の子を受けています。それは、私が里親として最初に受けたのがＴだったからでしょう。

ここでの生活に慣れてくると、子どもたちはこれまでにあったさまざまなことを話し始めます。

「給食が唯一の食事だった」「いつ食事になるかわからなかった」「金属バットで殴られた」「いつでも逃げられるように、窓の外に靴を置いていた」「クリスマスやお正月はなかった」「お雑煮を食べたことがない」「お年玉をもらったことがない」「お母さん（またはお父さん）の顔を見たことがない」「映画館に行ったことがない」「ディズニーランドに行ったことがない」……。

彼らの暮らしが、世の中の多くの子どもたちの日常とはかけ離れていたことが、手にとるようにわかります。

だから、「はなの家」では誕生日をみんなで祝うことを大切にしています。「家族じゃねえし」と言う子どももいますが、私は血のつながりより、誰と祝ったかが重要だと思うのです。彼らが人生の一時期において「はなの家」で暮らしたのは事実だし、○歳の誕生日は二度と来ません。家族であろうがなかろうが、私たちはあなたの誕生日に居合わせた。あなたと私たちのこの日は重なっていて、同じ思い出を共有している。だから、「このメンバーで祝ったことを忘れないでほしい」と話しています。

去年の８月、「はなの家」では、大人も子どもも全員参加で富士山に登りました。最初は乗り気でなかった子もいましたが、24 時間一緒に行動し、山小屋ではくっついて寝て、お互いを気遣いながら一歩ずつ山頂を目指しました。私と中１の子は高山病による吐き気に襲われたため、残念ながら頂上までたどり着けませんでしたが、みんなと同じ時刻に御来光を見ました。誰にとっても忘れられない旅行（修行？）になったと思います。そして、日頃はなかなか気づくことのない“つながり”を実感できたのは、私にとって最大の収穫でした。

「はなの家」には、社会福祉法人「養徳園」の総合施設長をなさっている福田雅章先生がよく遊びに来てくれます。あるとき、Ｔが福田先生に「自分の親がどうにかなっても、一緒に暮らしていないから、何も思わないかもしれない。でも、石川さんが病気になったり、どこかに行ってしまったらと想像すると、どうしようと不安になる」と話していました。一緒に暮らして、長い時間を共有してきたから、そう思ってくれるのでしょう。

## 子どもの成長が私へのごほうび

助かるのは、真由美やＴが「あのときは言えなかったけど、本当はこうだった」「○○したかったのに、させてくれなかった」といった“過去のうらみ”を話してくれることです。大人が気づかないことを教えてくれるので、「そうだったの、ごめんね」と謝りながら、その指摘をいま預かっている子どもたちに活かしています。

育てていると、自分とは違う人間だということをつい忘れて、一面的な見方をしてしまいがちです。でも、ある子どもに対してうまくいったことが、どの子にも当てはまるわけではない。２人はそのことに気づかせてくれます。

うちの子たちは個性派ぞろいなので、毎日のようにいろいろな波乱が起きます。だから、疲れることもありますが、嫌になることはありません。「この子の親だったら、どうするだろう？」と、自問自答しながらやっています。

Ｔの弟Ｋはこの春、高校を卒業し、県立の産業技術専門学校に入学します。彼はスポーツが得意で、高校ではバスケットボール部で活躍しました。昨年秋、最後の公式試合を見に行ったのですが、バスケをしているＫがまぶしくて、涙が出ました。その姿をご両親に見せてあげたかった。心の中で「こんなに立派な息子になりました。あなたたちの代わりに私が見ていますよ」と語りかけました。

卒業式や入学式は、養育者の醍醐味を味わえる機会ですね。その子を見続けてきたごほうびというのでしょうか。運動会でも、みんなと一緒に頑張っている姿にとても感動します。私は親じゃないけど、子どもの成長に感動する気持ちは同じだと思うのです。だから、子どもたちに「おまえたちの親には感謝している。こうして一緒に暮らせるのだから」と言っています。「私の生きた証しは、おまえたちにある」とも話します。子どもたちは「うざいことを言ってるなぁ」という顔をしていますが、18、19歳になるとわかってくるみたいですよ（笑）。

（取材・構成　村田和木／ライター）

# 里親が求める「本当の支援」とは？(中)

## アンケートで聞いてみました。

**前号（106号）に引き続き、都道府県市の里親会にお願いしたアンケートの結果をもとに、里親が求める支援について考えます。今号では「里親支援専門相談員に行ってほしいこと」と「里親支援専門相談員以外の支援の有無とその評価」についてお伝えします。（村田和木／ライター）**

### アンケートについて

「里親支援に関するアンケート」は、昨年10月に実施しました。回答者は「現在、子どもを委託されている里親」に限定し、「ひとつの里親会につき1人以上3人まで」として、全国66（47都道府県と19市）の里親会に送りました。回答を送ってくださった里親会数は48（72.7%）。そのうち、4人以上の回答があった里親会が2ヵ所、「里親支援専門相談員が配置されていない」と答えたのは、福島県、富山県、島根県、愛媛県の4ヵ所でした。

前号にも載せましたが、回答のなかった里親会は、青森県、東京都、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、奈良県、広島県、山口県、香川県、熊本県、大分県、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市の18ヵ所です。

### 里親支援専門相談員に行ってほしいこと

里親支援専門相談員に関する質問では、最後に「行ってほしいこと」を自由記述で答えていただきました。それらを評価ごとに紹介します。有効回答数は「配置がある」と答えた44里親会の95人。（　）内の数字はその評価をした人数と割合です。

**●活動に満足している。（48人、50.5%）**

- 里親会に入会していない養育里親家庭への訪問と、その状況報告。
- 公的機関や学校に提出する委託児童に関する書類の書き方や手続きへの助言。
- 弱体化している里親会（支部）へのサポート、助言。
- わが家はファミリーホームなので、養育の難しい小学校高学年以上の児童をよく委託される。子どもが施設にいたときの様子を教えてほしい。
- 話をするだけでなく、里親宅で食事をするなど、里親家庭での生活を体験してほしい。
- 里親の想いを児童相談所に伝え、里親委託がより進むようにしてほしい。
- 児童相談所と里親の間を取り持つ仕事もできるようになってほしい。
- もっと家庭訪問をしてほしい。
- できる限り、長いお付き合いをしていきたい。
- 施設の子どもたちに支援できるようなことがあれば、提案してほしい。
- これから一緒に話し合って決めたい。

**●活動に不満足である。（32人、33.7%）**

- 施設にいる子どもの里親委託を推進してほしい。
- 養育の先輩として相談にのってほしい。
- こちらから相談するだけでなく、子どもとのさまざまな場面において、施設の職員がどのように対応し、ケア等をしているのかを教えてほしい。
- 悩みを相談したとき、突っ込んで援助したほうがいいと判断したら、進んで働きかけしてほしい。
- 子どもの特異な行動への対処法など、具体的なアドバイスを受けたい。必要な場合は専門家につないでほしい。
- 里親養育の実情の理解。個別の困難性に対する形式的でない支援。
- 専門的な勉強を深めてほしい。
- 積極的に接してもらっていないので、まず話しかけてほしい。
- 相談員がいることすら知らない里親もいるので、いろいろな場所で存在をアピールしてほしい。
- 県や児童相談所と里親をつなぐ役割。
- 県の里親会役員や支部の理事以外の人にもわかるように、活動内容や役割を明確化してほしい。
- 本当は里親経験のある人に担当してもらいたい。
- 里親登録。
- 長く見守ってほしい。
- 男性には相談しにくい。

**●満足と不満足の両方である。（3人、3.2%）**

- どのような支援をしてくれるのか、明確にしてほしい。
- 家庭訪問の回数、里親会行事への参加を増やしてほしい。

**●どちらでもない。未記入。（12人、12.6%）**

- 施設とはこれまで全く交流がなかったので、顔を合わせるだけでも画期的なことだと思っている。
- 児童相談所とは違った視点で活動してほしい。
- 高齢児の自立支援等、研修の充実。
- これからの活躍を期待している。
- 今年度配置されたばかりで、施設のローテーションからはずれていず、現在まで活動らしいことは何もしていない。当制度の運用に当たっては、里親会も積極的に関与していく必要がある。

【注】「里親支援専門相談員が、所属施設の直接処遇の勤務

ローテーションに入っている」という話はよく聞きますが、それを防止するために勤務表を出させている県もあります。

## 里親支援専門相談員自身が感じている課題

ところで、里親支援専門相談員になった人たちは自分たちの業務について、どのように考えているのでしょうか？　ここでいったんアンケートから離れ、私（村田）がいろいろな機会に聞くことができた里親支援専門相談員たちの意見やつぶやきを紹介します。

なお、昨年8月、大分県別府市で開かれた第10回日本ファミリーホーム協議会全国研究大会の分科会「里親支援専門相談員の役割って何？　～大分県の3年間のあゆみ」では、全国から集まった専門相談員の率直な意見を聞くことができ、大変勉強になりました。

### ●行政（県、児童相談所）との関係、課題

- 里親支援専門相談員の活動内容が、県によって全く異なっている。
- 県、児童相談所、施設が三位一体にならなければ、里親支援専門相談員の制度は進まない。
- 里親開拓を、里親支援専門相談員のみが行う県もあれば、児童相談所職員と協力する県もある。
- 県は市町村に対し、里親家庭で生活している子どもの名前や住所、連絡先の電話番号を伝えてほしい。
- 施設と里親のすみ分けや、施設の経営面を考え、適切なマッチング（子どもにとっての良い措置）を行うのは、児童相談所の仕事だと思う。
- うちの県では、専門相談員はケースに介入しないことになっている。里親から相談された内容は必ず担当児童福祉司に伝えているが、福祉司が動かない場合がある。
- 困ったときに児童相談所に電話をしたら、「自分で何とかしたら？」と言われた気がして、困惑した。
- 児童相談所が里親や子どもの情報を流してくれないと、里親支援専門相談員は動けない。
- 児童相談所が里親名簿を提供してくれない。名簿がないと、未委託里親への家庭訪問ができず、里親サロンへのお誘いもできない。
- 児童相談所にお願いしていたが、担当者が変わって、ようやく里親名簿と委託児童の情報を出してもらえた。

【注】家庭福祉課がつくった「里親支援の体制の充実方策について（概要）」（平成24年4月）の1ページ目には、「里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）」と書いてあります。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_14.pdf

### ●所属施設との関係、課題

- 里親支援専門相談員は各施設に1人しかいない“ひとり勤務”なので、同僚や上司の理解が得られにくい。
- 家庭訪問に行こうとすると、施設長に「また外出するのか？　外で何をしている」と言われる。
- 訪問をしない日は所属施設にいるが、施設内でどのような仕事をするかが決まっていないため、居心地が悪い。
- 施設によって、仕事の内容がまちまちである。
- 直接処遇のローテーションには入らないことになっているが、実際には入っている（入れられている）。
- 施設長が自分の施設に里親支援専門相談員を配置するのは、加算分を施設内の人件費に回すためだと思う。

### ●実際の活動と役割について

- 専門相談員になったことで里親さんと顔見知りになり、里親養育における喜びや悲しみを知ることができた。
- 所属施設の中で里親委託できる子どもをリストアップし、弁護士を使って積極的に親の同意をとっている。
- 役割は、児童相談所と里親の架け橋、またはクッションになることだと思う。
- とにかく里親の話を聞くこと。そして、他機関とつなげるコーディネート力を自ら磨いていくこと。
- 委託児童の学習支援と里親の育児支援を行うことで、より共感的に話ができるようになった。
- 県内の里親支援専門相談員のチームワークを築くことが必要である。
- 里親からの相談に助言すると、民間人がケースに介入することになる。子どものプライバシーを扱う権限を整理しないと、介入は難しい。
- 制度上は里親の情報を共有することになっているが、“家庭”という私的な空間の情報を関係者がどこまで共有するのか、その基準がないのでは？
- ファミリーホームの養育者から家事や育児の手伝いを求められ、困惑した。私たちはヘルパーではないので……。
- 専門相談員のためのスーパーバイザーが必要である。

【注】スーパーバイザーとは、援助者が行う専門的な実践に対して指導・調整・教育・評価をする人です。

### ●里親及び里親会に対して

- 里親は、子どもの良いところを見つけてほしい。
- 定期的な家庭訪問のとき、里親が忙しそうにしているときは、子どもと一緒に遊ぶこともある。
- 里親が個々に児童相談所に働きかけるのではなく、集団として発言できるように、里親会がもっと強くなってほしい（県の児童養護施設協議会くらい）。
- 里親会に入っていないと、住所や連絡先がわからないので、家庭訪問ができない。全員加入になってほしい。

## 里親支援専門相談員の趣旨と業務内容

ご存じの方も多いでしょうが、施設に里親支援専門相談員が配置された趣旨と業務内容を記しておきます。

**＜3つの趣旨＞**

児童相談所、里親会との連携を前提として、次の3つが掲げられています。

(a) 所属施設の入所児童の里親委託の推進
(b) 退所児童のアフターケアとしての里親支援
(c) 所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援

**＜9つの業務内容＞**

(1) 里親の新規開拓
(2) 里親候補者の週末里親等の調整
(3) 里親の研修
(4) 里親支援の推進
(5) 里親家庭への訪問及び電話相談
(6) レスパイト・ケアの調整
(7) 里親サロンの運営
(8) 里親会活動への参加勧奨及び活動支援
(9) アフターケアとしての相談

なお、施設において里親支援を行うのは里親支援専門相談員だけではなく、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の業務にも、「里親委託の推進」と「養子縁組の推進」のための業務が入っています。

【参考】通知（雇児発0405第11号　平成24年4月5日、平成27年12月11日一部改正）
www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108500.pdf

## 里親支援機関などについて

アンケートに戻ります。後半では、「里親支援専門相談員以外の里親支援」について聞きました。

有効回答数は、里親支援専門相談員が配置されていない4つの県を含めた48里親会、101人です。

### 1　里親支援専門相談員以外の里親支援の有無と種類

「ある」と答えた人が99人、「ない」は2人でした。里親にとって一番身近な支援は「里親会」のようです。

**●ある（複数回答）**

■里親会…… 75人
■児童相談所の里親対応専門員…… 59人
■児童家庭支援センター…… 25人
■その他…… 18人
■無回答…… 2人

なお、児童相談所の里親対応専門員は「里親委託等推進員」と同じ職種です。里親委託等推進員は、平成23年度において全国206児童相談所のうち117ヵ所（56.8%）に配置されていました。呼び方や業務内容は、自治体や児童相談所によって、かなり異なっているようです。

### 2　その活動に満足しているか？（計99人）

個々の支援ではなく、まとめて聞いてしまったため、「両方に○」「その他」、無回答が多くなったようです。

■満足している…… 53人（53.5%）
■不満足である…… 17人（17.2%）
■両方に○…… 4人（ 4.0%）
■その他…… 11人（11.1%）
■無回答…… 14人（14.1%）

支援の種類ごとに評価とコメントをまとめました。

#### A　里親会

**満足している**

・里親同士で子育ての相談ができるので、心強い。
・先輩里親と話すことで元気になれる。
・何でも話せる仲間との交流。
・定期的に行事を催し、交流を積極的に進めている。
・子どもと一緒に参加できるイベントは、楽しめるうえに子育ての話もできる。
・子どもが同じ境遇の子どもたちと会える。
・活動が活発である。
・里親会（一般社団法人）が雇用している臨床心理士が、里親サロンに参加し、個別の相談にも応じているので助かっている。（横浜市）

**不満足である**

・高齢化が進み、組織が弱体化している。
・良き仲間がいてありがたいが、運営費が不足している。
・参加が一部の人に限られている。
・里親会のまとまりが少々希薄である。
・子どもの情報を話しづらい。
・本当に里親と子どものためになっているのか、疑問。

**その他**

・もっとできることがありそうなので、それを具現化していきたい。（北海道）

#### B　児童相談所の里親対応専門員

**満足している**

・里親と子どもの立場で考え、活動している。
・相談には、ほぼなんでも応じてくれている。
・いつも優しく、丁寧に対応してくれる。
・壁に突き当たったときに、よく相談に応じてくれるし、知恵をいただける。
・ベテランのスタッフで、里親の悩みや不安をよく理解し、学校や支援機関にも同行してくれる。
・1人で抱え込まなくていいから。
・里親会の意見を聞き、研修等の企画をしてくれる。
・他の里親さんを紹介していただけた。

**不満足である**
・人数を増やしてほしい。
・5年ごとに交代してしまうので、10年くらいはいて、子どもの成長を見守ってほしい。（栃木県）
・もっと相談したい！
・身近な存在ではないので、気軽に相談できない。
・自分の意見を押しつけてくる。
・思いのほか、里親寄りではないように感じる。
・群馬県では、中央児童相談所に里親委託等推進員、東部及び西部児童相談所と里親の会（任意団体）に里親訪問支援員がそれぞれ配置されている。しかし、連携がとれていないため情報が共有されず、支援につながっていないのでは？　と思うことがある。

**その他**
・児童相談所は忙しすぎるので、その状況で評価をするのは忍びない。
・児童相談所の職員数を増やしてほしい。

### C　児童家庭支援センター

**満足している**
・悩み相談を受けてくれる。
・被虐待児を受けた直後は本当に大変で、家庭訪問や助言が役に立った。
・子どもの心の陰にあるものについて、専門医などと相談しやすくしてくれる。
・開催する講習会が、里親のスキルアップや交流の場として機能している。

**不満足である**
・里親支援機関として、何も機能していない。
・里親のことを理解していないうえ、専門的な知識もないので、相談したいと思えない。
・里親会の運営自体を支援してほしい。

**その他**
・関わりが不足している。

### D　その他の支援

**満足している**
・地域の民生児童委員。（北海道）
・先輩里親によるアドバイザー制度がある。（栃木県）
・知事が委嘱する里親相談員は良い仕事をしている。（神奈川県）
・里親支援センターなでしこ。わからないことを聞きやすく、相談しやすい。臨床心理士による心理相談があるので、何度も相談に行き、専門家に話を聞けた。研修が毎月ある。（和歌山県）
・里親（里母、養親、元里親）の自助グループ。個別に話し合えるので、ありがたい。（福岡県）
・町役場の福祉課に里親をよく理解している職員がいて、児童相談所と情報を共有し、連絡がよくある。（佐賀県）
・NPO法人キーアセット。よく話を聞いて、動いていただいている。（川崎市）

**不満足である**
・里親と各関係機関の連携がうまくとれていない。
・里親センター“ひこばえ”（平成27年6月1日に開所）は、まだ十分に機能していない。（神奈川県）
・里親家庭支援センターは家庭訪問が一切ない。（静岡市）

**その他**
・里親普及啓発センターみやざき。平成27年9月1日に開所したばかりなので、可能性を見極めている。（宮崎県）
・子どものいた施設の職員や心理士が定期的に訪問してくれるが、里親のことをよくわかっていない部分もあるので判断がつかない。
・守秘義務を課せられた里親が里親以外の人と話すには限界がある。

### E　複数の支援機関があることについて

**満足している**
・それぞれの支援機関ごとに、いろいろな情報を得たり、相談にのってもらえる。
・長崎県里親育成センターすくすく。そのときどきで相談場所を選べるのが良い。（長崎県）
・トータルとして、バランスがとれた形になる。

**両方に○**
・関係機関全体を取り仕切る人がいない。1人の子どもの対処を考えるとき、関係機関が多すぎて日程が合わず、先延ばしにされる。関係機関を上手に使うかどうかは、里親の実力次第。（川崎市）

## 「支援される側」に立つだけでなく…

今回のアンケートでは、「里親支援専門相談員」の支援に満足している人は回答者全体の50.5%、「児童相談所、里親会、児童家庭支援センター等」の支援に満足している人は53.5%でした。

「里親支援」を福祉サービスの一種と考えると、受け手の満足度が5割程度という結果は改善の余地があると思いますし、税金が投入されていることを考えると、余計に「これでいいのか？」と思います。

とくに気になったのは、里親支援事業において、里親が「支援される側」として固定化され、里親の多くもそう思い込んでいるように見えることです。

しかし、都道府県市の里親会は「里親支援機関」のひとつに位置付けられていて、現に、「こどもみらい横浜」（横浜市の里親会）には臨床心理士が、「群馬県里親の会」には里親訪問支援員が配置され、行政から事業委託費が支払われています。里親自身が主体的に関わることで、里親支援は、もっと良い方向に進んでいくのではないでしょうか？

次号（108号）では、アンケートの最後の質問「これまで役に立った人、もの、こと」について報告します。

# ホットトピックス

HOT TOPICS

平成27年11月～平成28年1月

## IFCO世界大会がオーストラリア・シドニーで開催されました

11月の8～11日の4日間、オーストラリア・シドニーでIFCO世界大会が開催されました。全国里親会では旅行業者トップツアーにお願いして団体旅行を組みました。里親やユースなど13人が参加しました。個人で参加された方もあり、日本からは20人弱の参加となりました。次回は来年マルタ島（マルタ共和国）で開催する予定です。

## 「日本フォスターケア研究会（JaFCA）」第2回大会が開催されました

12月19日（土）12時半から、東京の日本女子大学目白キャンパスで「日本フォスターケア研究会（JaFCA）」第2回大会が開催されました。全国から150人を超える参加者があり、会場は熱気にあふれていました。

まずジャーナリストの池上彰氏とユース6人による「子どもの未来を考える～社会的養護経験者の声を聴きながら～」。ユースの本音を引き出す池上氏のインタビューに参加者の皆さんは思わず引き込まれていました。

その後、総会。小田切則雄氏が議長に選任され、議題は会則の承認、理事選任、来年度の事業計画など。理事については他選の他に「私も理事になりたい」と言う人が4人おり、12人の理事が了承されました。終始和やかな総会でした。

総会の後は2つの教室に分かれて、9人の研究発表が行われました。師走の夕日はつるべ落としで、暗くなった5時半に散会しました。

## 社会的養護から措置解除となる者などに自立支援資金貸付事業がスタートします

厚生労働省は「児童養護施設退所者等に対する自立援助資金貸付事業」を平成27年度補正予算に盛り込みました。予算額は67.4億円。

対象者は、

①施設や里親家庭から出て就職する者で保護者がいない、あるいは保護者の養育拒否などによって住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難、またはそれが見込まれない者。家賃貸付額として家賃相当額（生活保護制度における地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間は2年間。

②大学などに進学する者であって保護者がいない、または保護者からの養育拒否などにより、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難、またはそれが見込まれる者。貸付額は家賃貸付額として家賃相当額（生活保護制度における地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円。

③就職に必要な資格取得希望者に資格取得貸付として上限25万円。

これらの貸付については返還免除があり、家賃貸付及び生活費貸付は5年の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続を満たした者です。

貸付事業の実施主体は都道府県、あるいは都道府県が認めた者。

## 障害者差別解消法が4月より施行されます

平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が今年の4月1日から施行されます。

この法律による障害者とは手帳を持っている者に限らず、発達障害なども含まれます。

社会的養護関係者には「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」が厚生労働省により作成されています。この法律は事業者には一段と厳しい取り組みが課せられています。里親は事業者ではありませんが、法律の趣旨を理解し差別解消に取り組んでいきましょう。

## 里親の育休問題

12月21日、労働政策審議会は審議内容を塩崎恭久厚生労働大臣に建議しました。これについて今年1月13日、塩崎厚生労働大臣から審議会に対して雇用保険法案の一部改正が示されました。

それによると、「労働者（日々雇用される者を除く）がその子（特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によって養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者(注)）を養育するためにする休業をいうものとすること」。

（注）については、省令において「児童相談所において養子縁組を希望する里親に児童を委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため、養育里親として当該里親に委託されている児童とする」予定だとしています。

具体的な条件については「1歳に満たない子についてする育児休業について、期間を定めて雇用される者にあっては、次のいずれにも該当するものに限り、その事業主に育児休業の申出をすることができるものとすること」として「当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」「その養育する子が1歳6カ月に達するまでに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することがあきらかでない者」としています。

## 里親活動の番組が、第11回日本放送文化大賞の準グランプリに

番組内容の説明：町工場の3階の自宅で、さまざまな理由で親と暮らせない子どもを育てる里親として、40年間で80人近い子どもを育ててきた永井さん夫婦。巣立っていった里子たちがいつでも帰ってきて働けるようにとの思いから、老齢になっても町工場を続けている。血の繋がりがなくとも信じ合い支え合っていく者同士が家族なのだと教えられる。奮闘する永井さん夫婦の里親ぶりと、もがき苦しみながらも前を向こうとする子どもたちの姿を、ユーモアとペーソスを交えて描いた。
＜放送日時：2015年3月30日（月）0:50～1:50＞

## 女性リーダーセミナーを開催

1月23～24日、「第2回東日本女性リーダーセミナー」が開催されました。24人の参加があり、リーダー像の話し合いでは「多様性を受け入れ、人の意見に耳を傾け、謙虚な心で、ネットワークをつくり、対等なパートナーシップで、しなやかに、たおやかに子どものために切り開いていく」とまとめられました。

## 全国里親大会、塩崎厚生労働大臣のあいさつ

10月24～25日、鹿児島県の霧島ロイヤルホテルで全国里親大会が開催されましたが、その折、とかしきなおみ副大臣が塩崎厚生労働大臣のごあいさつを代読しました。その全文をご紹介します。

### 塩崎厚生労働大臣のあいさつ

本日ここに第60回全国里親大会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、本年度は第60回目の大会に当たり、5年ごとの節目の大会として、厚生労働大臣表彰状及び感謝状を贈呈させていただくこととしています。

今回、贈呈させていただく皆様方は、長年にわたり、家庭環境などの事情により、保護が必要な子どもたちに対し、温かい家庭環境を提供し、深い愛情と、献身的な努力をもって、多くの子どもたちの自立を支えてくださいました。改めて心からお礼を申しあげるとともに、深く敬意を表する次第であります。

さて、近年、児童相談所の児童虐待対応が毎年増加し、平成26年度の速報値では、88938件。また、心中以外の虐待により死亡した子どもの44.4%が0歳児であるなど、痛ましい事件も後を絶ちません。

政府として、児童相談所の体制の充実や虐待防止のための全国共通ダイヤルの3ケタ化、いち早くということで、「189」の実現など対策をとってきましたが、児童虐待の問題は社会全体の病が症状として子どもに出てしまっているのであります。

したがって、対症療法ではなく、大人や政治家の責任と思って根本解決に取り組み、子どもたちの未来を救う必要があります。

そしてこの根本解決は、いま声を自ら上げられない子どもたちから、切実に求められていると考えます。しかしながら現在は、現場で対応に当たる方々について地域毎に専門性にばらつきがあることや、国もそれに対して責任をもって対応する仕組みがないなど、国、都道府県、市町村の役割と責任の分担の再整理、明確化が課題であります。

また、里親など家庭的な環境で、養育できるようにしていく必要があり、特に0歳児など小さいうちから安定した温かい家庭を多くの子どもに提供できるように、施設での養育から家庭での養育にウェートを移していく必要がありますが、里親のなり手不足、なろうとしても共働きだと里親になりにくい等々、解決すべき課題が残されています。

そういった状況を踏まえ、安倍内閣はこれまで以上に、本気で子どもの問題に取り組んでまいります。

安倍総理からは、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、厳しい状況に置かれているひとり親家庭や、多子世帯への支援充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化に向けた政策パッケージをまとめ、年末までに策定するよう指示を受けました。

安倍内閣の新しい三本の矢の中でも、子育て支援は一つの柱となっており、内閣として、本気で取り組む姿勢が明確となっております。

厚生労働省としては、総理の指示も踏まえ、すべての子どもは適切な養育を受けて、発達が保障される権利を有するとともに、その自立が保障されるべきという理念に基づき、すべての子どもの育ちと、子育てに関して、成長の時期ごとの課題に応じた必要な支援を実現させてまいります。

今後、子どもの視点に立って、乳幼児期も含めて、自らの権利が主張できないすべての子どもたちに代わって、その声を発することができるよう、また、子どもを養育する方々を孤立させることがないよう、次期通常国会に児童福祉法等の改正法案を提出することを目指し、検討を開始しました。

特別養子縁組や里親委託など、愛着形成重視を含む家庭的養護の一層の充実も、この検討の中で取り組み、安定した温かい家庭を子どもたちに提供するよう努めてまいります。

本大会は、全国の里親の方々をはじめ、里親制度にご協力をいただいている方々が一堂に会し、子どもの養育への熱意を新たにするとともに、里親制度の重要性について、広く一般の方にも理解を深めていただく、意義深い機会でもあります。本大会が、盛大なものとなり、多くの成果が得られることを心から期待するものであります。

厚生労働省としても、大臣、副大臣、政務官の三役が一丸となって、徹底的に子どもの視点に立った政策を実現することをお誓い申し上げます。

最後になりましたが、本大会の開催に当たり、多大なるご尽力をいただいた公益財団法人全国里親会をはじめとする関係者の皆様に対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに、本日ご出席の皆様方にも、ますますのご健勝と発展をお祈り申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

平成27年10月24日、厚生労働大臣　**塩崎恭久**

# 子どもの心がもっとわかるようになるブックガイド

「子どもの気持ちがわからない」「この子をもっと理解できたらいいのに」……。そんなときに参考になりそうな本をご紹介します。発行年が古い本は、図書館で探してみてください。アマゾンや楽天ブックス、セブンネットショッピングなどのインターネット書店で買うこともできます。アマゾンでは中古本も扱っています。（村田和木／ライター）

## 1 切なくて温かい、ジャクリーン・ウィルソンさんの本

ジャクリーン・ウィルソンさんは、イギリスで最も人気のある児童文学作家の1人です。児童書ですが、子どもの心の動きがリアルに描かれていて、読み応えがあります。どの作品でも、主人公の子どもたちは葛藤を抱え、ときに傷つき、悩みながら、身近な誰かの力を借りて、自分らしく生きるために歩き出します。

- 『トレイシー・ビーカー物語①　おとぎ話はだいきらい』
- 『トレイシー・ビーカー物語②　舞台の上からママへ』
- 『トレイシー・ビーカー物語③　わが家がいちばん！』（偕成社　各1,000円＋税　2010年発行）

イギリスの児童養護施設で暮らす女の子、トレイシー・ビーカーが主人公の3部作です。

10歳のトレイシーは幼いときに母親と別れ、施設や里親家庭を転々としてきました。気性が激しくやんちゃな彼女は、みんなから“問題児”と見なされています。でも、心の中では迎えに来ないママを慕い、その一方で、自分を引き取ってくれる里親が現れることを熱望しています。そこに現れたのが、独身で作家をしているカムという若い女性でした。カムとの交流を通して、トレイシーの心は少しずつ成長していきます。

この物語はイギリスでテレビドラマ化もされました。題名は「The Story Of Tracy Beaker」。インターネットの動画共有サービス「YouTube」で見ることができます。日本語の字幕はありませんが、イギリスの施設の様子などがわかって興味深いです。

- 『ダストビン・ベイビー』（偕成社　1,400円＋税　2004年発行）

主人公のエイプリルは、生まれてすぐにピザ屋のごみ箱（ダストビン）に捨てられていたのを発見されました。14歳の誕生日、欲しかった携帯電話をプレゼントしてくれなかった里母マリオンに腹を立てたエイプリルは、学校をさぼり、これまでの14年間をさかのぼる“旅”に出ます。切なく、ちょっとつらい旅の最後に出会った人は、生みのお母さんよりずっとずっと大切な人でした。ラストでは、泣いてしまうかもしれません。

物語の中盤に、ターニャという赤ちゃん専門の里親宅で一時的に暮らす女の子が出てきます。彼女と、向かいの家の少女マンディーとの交流を描いた『マイ・ベスト・フレンド』（童話館出版、1,200円＋税、2012年発行）もおすすめです。

- 『タトゥー・ママ』（偕成社　1,600円＋税　2004年発行）

全身に11種類もの刺青（タトゥー）を入れているシングルマザーのマリゴールドと、父親の違う姉妹、13歳のスターと10歳のドルフィンの物語です。精神的に不安定で生活能力が低いマリゴールドは、客観的には“母親失格”でしょう。でも、ドルフィンにとっては、世界一すてきなお母さん。この本を読むと、子どもにとって親がどんなに大切な存在なのか、胸が痛くなるくらいよくわかります。そして、子どもの強さと賢さ、自分をいちばんに思ってくれる人を求めてやまない切ない気持ちも……。この本には、タイプが全く異なる2人の男性（娘たちの父親）と、マリゴールドがかつて引き取られた“冷たい里親”とドルフィンが出会う“温かな里親”が出てきて、その対比も興味深く読めました。

他に、子どもと里親が出会い、心の絆を結んでいく本として、『ホリス・ウッズの絵』（パトリシア・ライリー・ギフ著　さ・え・ら書房　1,600円＋税　2004年発行）、『最悪なことリスト』（トリイ・ヘイデン著　早川書房　1,300円＋税　2004年発行）もおすすめです。『いま、幸せです　生みの親と育ての親へ―子どもたちの声』（ジル・クレメンツ著　偕成社　1,400円＋税　1986年発行）は、アメリカで養子になった子どもたちの声を集めた本です。

## 2 困難に立ち向かい、乗り越えた男の子の実話

● 『必死のパッチ』桂雀々（かつらじゃくじゃく）著　（幻冬舎文庫　457円＋税　2010年発行）

落語家、桂雀々さんの自叙伝です。「必死のパッチ」とは、関西地方における「一生懸命」の最上級語だそうです。雀々さんは1960年生まれ。うどん屋をしていた彼の父親はギャンブルで莫大な借金をつくり、それに嫌気がさした母親は息子に無断で家を出ていきます。追い詰められた父親は息子に無理心中を迫り、断わられると蒸発。雀々少年はたった1人で、電気・ガス・水道を止められた市営住宅で暮らしつつ、暴力団まがいの借金取りに対応し、近所の人たちにお世話になったり、アルバイトをしながら中学時代を生き抜き、＜落語＞という一生の道を見出すのです。壮絶な話ですが、29年ぶりに母親と再会したシーンを含め、全体に突き抜けた明るさがあり、読むと元気が出ます。

● 『3歳で、ぼくは路上に捨てられた』
ティム・ゲナール著　（ソフトバンククリエイティブ　1,500円＋税　2005年発行）

著者のティムさんは1958年生まれ。母に捨てられ、父親に殴り殺されそうになるという悲惨な子ども時代を送ったティムさんが、いろいろな人たちと出会いながら、自分の居場所を見出すまでの体験記です。

日本語版のあとがきには、こう書いてあります。「ぼくは家族に支えられることなく育った。だから、真っすぐには育たなかった。（中略）誰にでも、たとえねじれていても、その人なりの“かけがえのなさ”がある。肝心なのは真っすぐかねじれているかじゃなくて、自分にはいい樹液がある、立派な実ができると信じられるかどうかだ。だから、そう信じさせてくれるいい栽培家に出会うことが大切だ。」

## 3 施設で暮らす、または暮らしたことのある子どもたちの声

● 『いつか見た青い空』りさり著　（新書館　950円＋税　2011年発行）

1～9歳まで児童養護施設で過ごした女性が描いたコミック（まんが）です。シスターと女性職員に見守られた女の子だけの集団生活、子どもながらに気づいていた「施設で暮らすということ」、姉妹という血のつながりへの洞察、母親が贈ってくれた、でも自分ではほとんど履けなかった赤い靴の思い出……。りさりさんにとって忘れられない大切なことが、端正な絵で描かれています。『きみとうたった愛のうた』（2014年発行）もどうぞ。

● 『愛されなかった私たちが愛を知るまで　傷ついた子ども時代を乗り越え生きる若者たち』
石川結貴、高橋亜美編著　（かもがわ出版　1,500円＋税　2013年発行）

この本には、親との関係で苦しんだ若者たちが書いた詩、語った言葉、編著者に送ってくれた手紙やメールをもとに再構成した文章が収められています。

母親に虐待を受け、殺されそうになったゆうきくんの詩の一部を紹介します。「おじさんの家に逃げて、僕は施設で暮らすことになった。僕は施設ではなく、おじさんの家で暮らしたいと何度も思った。でも、おじさんの家に逃げていなかったら、僕は死んで、お母さんは刑務所に入っていたと思う。おじさんは命の恩人。でも、僕は、お母さんに殺されてしまったほうがよかったかもしれないと思うときが、16歳になった今でもときどきある。」

● 『子どもが語る施設の暮らし』　（明石書店　1,500円＋税　1999年発行）

都内の児童養護施設で暮らす高校生が「東京地区高校生交流会」への参加をきっかけに、自分たちの日頃の想いや意見を表明しました。「もっと子どもの気持ちを聞いて！」という願いは、いまも同じではないでしょうか。

「抱えた悩みを解決したり、希望を持つには、何よりも自分の気持ちをちゃんと聞いてくれる人、そして時間と表面的ではない言葉が必要なんです。薄っぺらい言葉のやりとりではなく、言葉にならない気持ちを受け止める力が何より必要なんだと思います。」（38ページ）。「何か言って、聞いてくれて、変わるなら主張するけど、『こうしてほしい』とか言っても聞いてくれないから、自分で決まりを破るしかない。もっと子どもの言うことに耳を傾けてほしい。子どもが意見を言える場所をつくってほしい。」（122ページ）

続編である「子どもが語る施設の暮らし2」（明石書店、1,500円＋税、2003年発行）もおすすめです。

# おすすめの本

## だいじょうぶ　だいじょうぶ

いとうひろし作・絵　1995年発行　(株) 講談社　31ページ　定価：1,000円＋税

ぼくは、小さい頃よくおじいちゃんと散歩をしました。おじいちゃんは、草や木や虫や車にも話しかけるなど、楽しい散歩でした。そんなおじいちゃんと歩いていると、周りがどんどん広がりました。

ただ新しい発見や出会いが増えると、困ったこと怖いことにも出会うようになりました。ぼくをぶつ子、会うと顔をしかめる子もいます。犬は唸るし、飛行機が空から落ちることもあるとか、恐ろしいばい菌がうようよしてることも知り、勉強しても読めない字が多く、大人になれないと思う時もありました。

でもそのたびに、おじいちゃんが「だいじょうぶ、だいじょうぶ」と助けてくれました。それは、無理して皆と仲良くしなくていい、わざとぶつかる車や飛行機はめったにない。大抵の病気や怪我は、いつか治る、言葉が分からなくても心が通じることもある。この世の中、そんなに悪いことばかりではないということでした。

「だいじょうぶ、だいじょうぶ」と何度繰り返したことでしょう。皆といつのまにか仲良くなりました。何度も怪我をしたり病気になりましたが、その度によくなりました。もっとたくさんの人や動物や草や木に出会えると思います。

ぼくは大きくなり、おじいちゃんは年をとり入院しました。今度はぼくが、おじいちゃんの手を握り、「だいじょうぶ、だいじょうぶ」を言う番です。だいじょうぶだよ　おじいちゃん。

この絵本は、著者が長男誕生時に抱いた「ちゃんと育てられるか」「生まれてきて幸せな世界だろうか」といった不安な気持ちを、"だいじょうぶ"と言える自信がほしくて書いたといいます。

## あなたを抱きしめる日まで

マーティン・シックススミス著　宇丹貴代実訳　2014年発行　(株) 集英社
614ページ　定価：1,000円＋税　映画2014年公開

強制的に引き離された母子が、50年の歳月を経て"再会"した実話です。"再会"は2005年のことでした。

フィロミーナが、離別された息子アンソニーにたどり着くきっかけは、息子と別れたアイルランドの修道院を、娘と訪問したことにあります。手がかりは得られなかったものの、撮ってきた修道院墓地の写真の中に、アンソニーと誕生日が同じ人の墓石があったのです。

ここからアメリカでの調査と、墓石依頼者の調査が開始されました。そして、別れてから50年たって、母子は出会うことができたのでした。ただし、それはアンソニー死亡の10年後のことでした。

フィロミーナは、アイルランドで19歳の時に子どもを産みました。未婚の母は悪行とされ、カトリック修道院が彼女たちの収容施設となっていました。出産後は、共同寝室で寝起き、6時起床、ミサ、洗濯、夕方は清掃、雑用、夕食後の縫物といった孤独で屈辱的な3年に及ぶ毎日の生活が待っていました。

3年後、フィロミーナは子どもを手放す同意書に抵抗できず署名。息子のアンソニーと他の女の子は、アメリカのマイケル・ドク・ヘス、マージョリー・ヘス夫妻のもとに、養子として連れていかれました。

アンソニーは、マイケル・ヘスと改名され、優秀な学生として卒業し、共和党の顧問弁護士になりました。また、同性愛者とパートナーを組みましたが、自分は幸せになる資格はないとの声が聞こえ、罪悪感を覚えていました。この状態から抜け出す道は、すべてが始まった場所に戻ること、母親に捨てられた理由を解明しようと、25歳の時、アイルランドの修道院を訪問しました。しかし回答を拒否され、41歳で再度訪問した時、病で余命いくばくもないことを考え、母親も子どもを探しに修道院に来るはずなので、修道院の墓地に自分を埋葬させてくれるよう依頼し、寄付を条件に認められたのでした。

原題：THE LOST CHILD OF PHILOMENA LEE

加藤 勝彦

**編集後記**

●子育ての基本は、褒めることといわれます。しかし上手に褒めていないように感じます。親が褒められた経験が少ないからでしょうか。(加藤) ●児童福祉法の改正が国際水準レベルの内容で進もうとしています。保護を必要とする子どもたちのために一刻も早くと願います。(木ノ内) ●「里親支援」のアンケートをまとめながら、里親会が里親支援を担う必要性と重要性を感じました。次号で書きたいと思います。(村田)


里親だより　第107号　発行日　平成28年2月19日　発行：公益財団法人 全国里親会　発行人：星野　崇
編集人：木ノ内 博道　編集委員：加藤 勝彦・村田 和木　印刷所：株式会社あーす


〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856　電話 03-3404-2024　FAX 03-3404-2034　http://www.zensato.or.jp/　E-mail info@zensato.or.jp